

吹田市立日の出町児童センター指定管理者募集要項 新旧対照表

_____は修正箇所

旧	新								
6 ページ	6 ページ								
6 指定管理委託料	6 指定管理委託料								
<table><tr><th>年 度</th><th>5 か年合計上限額</th></tr><tr><td>令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで</td><td><u>258,146千円</u></td></tr></table>	年 度	5 か年合計上限額	令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで	<u>258,146千円</u>	<table><tr><th>年 度</th><th>5 か年合計上限額</th></tr><tr><td>令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで</td><td><u>257,682千円</u></td></tr></table>	年 度	5 か年合計上限額	令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで	<u>257,682千円</u>
年 度	5 か年合計上限額								
令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで	<u>258,146千円</u>								
年 度	5 か年合計上限額								
令和7年度（2025年度）から 令和11年度（2029年度）まで	<u>257,682千円</u>								

吹田市立日の出町児童センター指定管理者管理運営基準（資料１）新旧対照表

_____は修正箇所

旧							新						
5 ページ							5 ページ						
別表１ 日の出町児童センター設備等点検一覧表							別表１ 日の出町児童センター設備等点検一覧表						
No.	項 目	点検		期間など (回数／年)	点検者 (資格)	関係法令	No.	項 目	点検		期間など (回数／年)	点検者 (資格)	関係法令
		法定	自主						法定	自主			
1	消防設備点検業務	○		・ 機器点検 6 か月に 1 回 ・ 総合点検 1 年に 1 回	消防設備士又は 消防設備点検資格者	消防法 第 17 条	1	消防設備点検業務	○		・ 機器点検 6 か月に 1 回 ・ 総合点検 1 年に 1 回	消防設備士又は 消防設備点検資格者	消防法 第 17 条
2	建築物点検	○		3 年以内ごと ※令和 7 年度及び令和 10 年度に実施要	一級建築士若しくは二級建築士、特定建築物検査資格者	建築基準法第 12 条	2	建築物点検	○		3 年以内ごと ※初回は令和 12 年度実施予定のため、令和 11 年度までは実施不要	一級建築士若しくは二級建築士、特定建築物検査資格者	建築基準法第 12 条
3	建築設備点検	○		1 年以内ごと	一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第 12 条	3	建築設備点検	○		1 年以内ごと ※令和 8 年度以降に実施要	一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第 12 条
4	空調機器の点検 (すべての第一種特定製品) (空調フィルタ-清掃を含む)	○		3 か月に 1 回、 簡易定期点検	管理者自身	改正フロン法 (フロン排出抑制法)	4	空調機器の点検 (すべての第一種特定製品) (空調フィルタ-清掃を含む)	○		3 か月に 1 回、 簡易定期点検	管理者自身	改正フロン法 (フロン排出抑制法)
5	空調機器の点検 (圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力が 7.5kW 以上の第一種特定製品)	○		3 年に 1 回以上 (7.5～50kW 未満の空調機器) ※令和 8 年度及び令和 11 年度に実施要	冷媒フロン類取扱技術者	改正フロン法 (フロン排出抑制法)	5	空調機器の点検 (圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力が 7.5kW 以上の第一種特定製品)	○		3 年に 1 回以上 (7.5～50kW 未満の空調機器) ※令和 9 年度に実施要	冷媒フロン類取扱技術者	改正フロン法 (フロン排出抑制法)
6	自動扉保守点検		●	定期点検 中間点検等 1 年に 4 回	メーカー会社等		6	自動扉保守点検		●	定期点検 中間点検等 1 年に 4 回	メーカー会社等	

吹田市立日の出町児童センター指定管理者管理運営基準（資料１）新旧対照表

_____は修正箇所

旧	新
7 ページ (10) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の管理 <u>指定管理者は指定管理委託料によりＡＥＤを１台設置（リース契約可）することとします。</u>また、ＡＥＤの管理において、特段の資格を必要としないが、ＡＥＤの使用に関する講習の受講に努めることとします。	7 ページ (10) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の管理 <u>令和９年１月31日まで市が設置するＡＥＤを指定管理者は適切に管理すること。なお、令和９年２月１日以降、指定管理者は指定管理委託料により市が設置しているＡＥＤと同水準のＡＥＤを１台設置することとします。</u> また、ＡＥＤの管理において、特段の資格を必要としないが、ＡＥＤの使用に関する講習の受講に努めることとします。

様式第5号の4 指定管理委託料提案書 新旧対照表

_____は修正箇所

旧	新																																				
(様式第5号の4) 指定管理委託料提案書 指定管理委託料提案額 <table><tr><th>年度</th><th>提案額</th></tr><tr><td>令和7年度(2025年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和8年度(2026年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和9年度(2027年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和10年度(2028年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和11年度(2029年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>0円</td></tr></table> ※提案額は、様式第6号(収支計画書(児童センター運営事業))及び様式第6号の2(収支計画書(一時預かり事業))に記載した指定管理委託料の合計額と一致させてください。また、市が提示した指定管理委託料の上限額(下記参照)を上回ることはいけません。 (参考) 指定管理委託料上限額 <table><tr><th>年度</th><th>5か年合計上限額</th></tr><tr><td>令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで</td><td>258,146,000円</td></tr></table>	年度	提案額	令和7年度(2025年度)	円	令和8年度(2026年度)	円	令和9年度(2027年度)	円	令和10年度(2028年度)	円	令和11年度(2029年度)	円	合計額	0円	年度	5か年合計上限額	令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで	258,146,000円	(様式第5号の4) 指定管理委託料提案書 指定管理委託料提案額 <table><tr><th>年度</th><th>提案額</th></tr><tr><td>令和7年度(2025年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和8年度(2026年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和9年度(2027年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和10年度(2028年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>令和11年度(2029年度)</td><td>円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>0円</td></tr></table> ※提案額は、様式第6号(収支計画書(児童センター運営事業))及び様式第6号の2(収支計画書(一時預かり事業))に記載した指定管理委託料の合計額と一致させてください。また、市が提示した指定管理委託料の上限額(下記参照)を上回ることはいけません。 (参考) 指定管理委託料上限額 <table><tr><th>年度</th><th>5か年合計上限額</th></tr><tr><td>令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで</td><td>257,682,000円</td></tr></table>	年度	提案額	令和7年度(2025年度)	円	令和8年度(2026年度)	円	令和9年度(2027年度)	円	令和10年度(2028年度)	円	令和11年度(2029年度)	円	合計額	0円	年度	5か年合計上限額	令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで	257,682,000円
年度	提案額																																				
令和7年度(2025年度)	円																																				
令和8年度(2026年度)	円																																				
令和9年度(2027年度)	円																																				
令和10年度(2028年度)	円																																				
令和11年度(2029年度)	円																																				
合計額	0円																																				
年度	5か年合計上限額																																				
令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで	258,146,000円																																				
年度	提案額																																				
令和7年度(2025年度)	円																																				
令和8年度(2026年度)	円																																				
令和9年度(2027年度)	円																																				
令和10年度(2028年度)	円																																				
令和11年度(2029年度)	円																																				
合計額	0円																																				
年度	5か年合計上限額																																				
令和7年度(2025年度)から 令和11年度(2029年度)まで	257,682,000円																																				